

連載①9

# 議会運営

## Q&A

全国市議会議長会  
調査広報部法制参事  
本橋 謙 治

今回は、議長選挙など議会の構成に関する議事運営について照会のあった事例を中心に説明するとともに、今回の地方自治法改正に伴い改正された標準市議会委員会条例について、各市議会から照会のあったものについて説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることを予めお断りしておきます。

**Q1** 議長選挙における臨時議長の役割等について

臨時会で一般選挙後の初議会を行った。議長選挙を行うにあたり、会議の冒頭に臨時議長が議会事務局長の対応に不満を抱き、議長の議会事務局職員への任免権を根拠に議会事務局長の解任を命じた。

臨時議長は、議会事務局長をはじめとする議会事務局職員の任免権を有しているのか。

**A1** 結論から述べますと、無いと考えます。

臨時議長は、Q1の事例のように一般選挙後の初議会において議長選挙を行うために、議場にいる最年長の議員が自動的に臨時議長となることになっています。

このように臨時議長の権限は、議長選挙が

円滑に行われるために必要な範囲に限られると考えられます。したがって、議会事務局長の対応に不満を抱いていることを理由に議会事務局職員の任免権の行使を行うことはできないと考えます。

**Q2** 臨時議長による会期の決定などについて

本市の一般選挙後に行われる本会議では、臨時議長の発議により会期の決定を行っている。しかし、他市の運営を見てみると会期の決定は、議長選挙後に議長発議で行われている。どちらの運営が適当なのか。

**A2** 結論から述べますと、議長選挙の後に議長発議により会期の決定を行うことが適当と

考えます。

A1で説明したとおり、臨時議長の権限は空席となっている議長の選挙を行うために必要な範囲に限られるので、基本的には会期の決定は議長選挙に不可欠な要素ではないため、臨時議長による会期の決定は不適當であり、議長が会期の決定を発議することが適当と考えます。

ただし、議長選挙に関する議会内の調整等が進まず、議長選挙を行うことが困難な場合は、本来は会期の決定や議席の指定に関する議事は議長が行うべきですが、例外的に臨時議長がこれらを行うことはできると解されています。

以上のことから、特に議長の選挙を行うことができない事情が生じていないなかで、臨時議長の発議により会期の決定を行うことは

不相当と考えます。

参考 行政実例（昭和28年4月6日）

一般選挙後初めて行われた議会の初日に議長、副議長の選挙が行われなかった場合、年長議員の下に、議長、副議長の選挙のため会期を定め又は会期を延長しうる。

参考 臨時議長による会期決定の議事次第書

（市議会議事次第書を参考）

\*日程の追加（または変更）後

臨時議長 日程第〇「会期の決定」を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会（臨時会）の会期は、本日から〇月〇日までの〇日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議ないとき）

臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって会期は、〇日間と決定いたしました。

\*会期決定の議事の際、臨時議長による会期の決定に関する行政実例などの根拠を説明した後に会期の決定を行うことがより丁寧な議事運営になると考えます。

### Q3 臨時議長による秩序保持権の行使について

臨時議長の職務の範囲が限定的であるということから、臨時議長は通常、議長に認められている発言取消命令、議長禁止、議員の退席、傍聴人への退場命令などの権限を行使することはできないのか。

A3 臨時議長の権限が限定的であることは、先程述べたとおりです。しかし、権限が限定されていることを理由に議場の秩序保持権が行使できないということにはなりません。

先程述べたように、臨時議長の役割は、選挙を円滑に行うことであり、この役割を果たすためならば、臨時議長にも議場の秩序保持権の行使が認められるのが適当です。具体的には、選挙の際に議員が不規則発言を行い、円滑な選挙を行うことが阻害されている場合には、当該議員に対し注意し、なお従わない場合は退席を命じることや傍聴席で発言している傍聴人に対して退場を命じることなどが挙げられます。

以上のことから、臨時議長の権限は選挙の円滑な実施を確保するという臨時議長の役割の範囲内において、限定的ではありますが秩

序保持権など、議長に認められている権限の一部を行使することが可能と考えます。

### Q4 議長選挙の前に議長の任期に関する議論を行うことについて

一般選挙後の初議会を臨時会で行う。臨時議長に就任する予定の議員が議長選挙の際、従来から当該市議会の申し合わせとなっている議長の任期について議論し、議決した後に選挙を行いたい旨を申し出てきた。

このようなことを本会議で審議することは適当か。

### A4 まず、議長の任期について説明します。

議長の任期については、法律上、議員の任期によることになっています。しかし、各市議会の慣例や申し合わせ、また正副議長本人の都合により、一年や二年で辞職することがあります。これについては、各市議会の判断であることからその適否について意見等を述べることには控えますが、議会内の申し合わせなどについて本会議で議論することは適当ではないと考えます。

議会は、市政に関するさまざまな事件について審議するところです。議会内部のことは必ずしも本会議で議論する必要性はないと思

います。また、議長の任期については、先に述べたように法上は議員の任期によりますので、本会議で議論することは、極端な表現をするならば、地方自治法に反することを議論することであり、議会の申し合わせ等について住民からの誤解を受ける可能性がありません。また、今回の事案に限定してみると、先に述べたように臨時議長は議長選挙を行うために議長職を執っていることから、仮に議長の任期について審議することになったとしても、それは臨時議長の下での審議事項ではありません。

以上のことから、Q4のような議長の任期に関する審議は行わず、速やかに臨時議長は議長選挙に入るべきと考えます。もし、当該事項の審議に固執し議長選挙を行わない場合、他の議員から懲罰動議が提出される可能性があります。

**Q5** 臨時議長の職務拒否について

一般選挙後の初議会において、正副議長選挙が行われることになっているが、臨時議長になる予定の議員が、一身上の都合を理由に臨時議長として議長選挙を行うことを拒否している。

このようなときの対応としてどのようなことが考えられるか。

**A5** まず、臨時議長の就任拒否は不可能です。臨時議長は議場にいる議員の中で最年長の議員がなることになっており、本人の承諾等は要件ではありません。したがって、議場にいる議員の中で最年長であるならば、臨時議長の職を執らなければなりません。

なお、議場にいる議員の最年長議員が複数いるときは、誕生日で判断し、誕生日も同じ場合は、くじで決することが適当です。

このように、臨時議長は本人の承諾は不要のため、年長議員であることのみをもって臨時議長とならなければならない、正当な理由もなくこれを拒否することは、臨時議長としての職務である議長選挙の管理執行という義務を果たさないことになり、法律上の義務違反として、懲罰の対象となることが予想されます。

では、正当な理由についてですが、法には正当な理由があれば臨時議長の職を拒否することを認める規定はありません。しかし、臨時議長としての職務を果たすことができない客観的な事実があるにもかかわらず、これを拒否できないとすることは、臨時議長は議長選挙の執行を円滑に行うことが職務となっていることとの間に矛盾が生じてしまいます。したがって、臨時議長としての職務を果たすことができない客観的な事実がある場合に限

り、臨時議長が次順位の年長議員に臨時議長としての職務を行うことは可能と考えます。正当な理由に該当すると思われる客観的な事実としては、例えば①目が見えない、②発声ができないなどが考えられます。

正当な理由により、議場にいる年長議員が臨時議長の職を執ることができないときは、冒頭に議会事務局長などが年長議員が正当な理由（具体的な理由を説明することが適当）により臨時議長の職を執ることができないため、次順位の年長議員が臨時議長となる旨を報告してから本会議を始める必要があります。このような運営を行う場合は、本来は年長議員として臨時議長の職を執るべきである議員は、議場に議員として選挙に参加することが可能です。

**参考** 行政実例（昭和26年9月10日）

第107条にいわゆる年長の議員とは、選挙の行われるときに議場に出席している議員中最年長者をいうのであって、現任議員中の最年長者の意味ではない。

**参考** 行政実例（昭和36年6月9日）

問 議長選挙において、臨時議長になるべき者が健康上等の理由から就任しなかった場合の措置について伺いたい。

答 議場に出席している年長の議員は、臨時議長の職務を拒むことはできない。

**Q6** 議長選挙における公職選挙法の準用について

先日、当市議会で行われた議長選挙において就任した議長が急死した。このため、後任の議長を選挙する必要があると考えるが、しばらくの間、議会が招集される予定はない。そこで、一部の議員から公職選挙法の繰り上げ当選の規定を準用し、先の議長選挙において次点となった議員を議長とするべきという意見が出ている。

このようなことは可能なのか。

**A6** 先の議長選挙の次点者を繰り上げて、死亡した議長の後任とすることはできません。地方自治法第118条に規定されている議会において行う選挙について準用される公職選挙法には繰り上げ当選に関する規定はありません。したがって、改めて議長選挙を実施し、後任の議長を決めることが必要です。

当分の間、本会議が開かれる予定がないということですが、地方自治法第106条の規定に基づき副議長が議長の職務を行うことが考えられます。しかし、議長は当該議会の代

表者であることから、長期間にわたり議長が不在ということについて不都合があると判断するならば、後任の議長を選挙を臨時会で行うことが可能です。臨時会の招集の方法については、①長の権限で臨時会の招集を行う、②議会からの臨時会の招集請求を行うことが考えられます。しかし、議長選挙は議会の構成に関する最優先事項であることから、議会からの臨時会の招集請求により招集することが原則と考えます。

参考 地方自治法

第101条 第1項省略

2 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

3 議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

4 以下省略

第118条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第47条、第48条、第68

条第1項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第95条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

**Q7** 副議長選挙の時期について

会期中に副議長が死去。副議長の後任を議会内で調整しているが、後任の調整が難航している。このような状況のため、一部の議員から今定例会での副議長選挙を行わず、後任者の調整が済み次第、臨時会の招集請求により副議長選挙を行うことを提案している。

このような運営は適当か。

**A7** このような運営は不適当と考えます。

議長と副議長は議会構成の要であり、議長は議長が事故のとき、議長の職務代理者として議会を代表する重要な役職です。また、議会は正副議長が在任することで初めて最低限の議会の構成が完成することから、副議長を欠いたまま事件の審議をすることは極めて不適当と考えます。

以上のことから、直近の本会議において副議長選挙を行い、後任の副議長を決めた後に他の事件の審議を行うことが原則です。

参考 行政実例（昭和25年6月26日）

問 議長及び副議長がともに欠けたときは、すみやかに後任者を選挙すべきであるが、議会の情勢により場合によっては、仮議長を選挙して議事を運営してもさしつかえないか。例え適法でないとしても議決は無効としないものと解して良いか。

答 前段、仮議長により議事を運営すべきではない。後段、適法ではないが当然無効とはならない。

Q8 地方自治法の改正に伴う標準委員会条例の改正について

今回の地方自治法の一部改正により、委員会に関する規定が改正された。これを受けて標準市議会委員会条例も改正されたが、当該条例の第8条第2項の「議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。」という規定が設けられている。当該規定を設けた趣旨について教えて欲しい。

A8 委員会の委員の選任については、改正前の地方自治法第109条第2項、同第109条の2第2項において、常任委員と議会運営委員の選任の時期についての規定がありました。

た（会期の始めにおいて選任）。この規定は、一般選挙後初めて招集された議会、議会閉会中欠員が生じ、その後招集された議会等のように常任委員、議会運営委員の選任を必要とするに至った後、招集された会期のはじめという意味です。

しかし、今回の地方自治法の改正により、従来、地方自治法に規定されていた当該規定が削除されました。法上は、削除された規定に準じるものを条例に定める義務はありませんが、委員の選任を行うべき時期について何らかの規定があることにより、委員の選任の時期に関する問題の発生を防ぐことができると考え規定しました。

ただし、標準市議会委員会条例における委員の選任方法は、平成18年の地方自治法の改正により、従来の議会の議決による選任から議長の指名による選任に改正しているため、委員の選任が必ずしも本会議で行われる訳ではないことから、「会期の始めにおいて選任する」という規定を設けることは問題があると判断し、「選任の事由が生じたとき」という規定にしました。これにより、議会の議決で設置する特別委員会の委員の選任についても当該規定を準用することに問題はないと判断し、常任委員、議会運営委員、特別委員を対象とする「委員」という名称を規定しました。

これにより、議長が常任委員、議会運営委員、特別委員を議長の指名により選任する時期は、「選任事由が生じたときから速やかに」となりました。なお、委員の選任を議長が会議に諮って選任する方法を用いている議会では、標準市議会委員会条例のような規定を設けることは問題が生じることから、特に選任の時期に関する規定を設けず、各委員会の委員の選任は議会の構成に関することから、優先的に処理する事件という解釈に基づいて運営するか、条例に選任の時期に関する規定を設けるかのいずれかの方法が考えられます。

参考文献

- 議会運営の実例（自治日報社）
- 逐条地方自治法（学陽書房）
- 質疑応答議会運営実務提要（ぎょうせい）
- 地方自治関係実例判例集（ぎょうせい）